

## 処分事案①

### 教職員の処分について

豊中市教育委員会は、豊中市立中学校教員が体罰を行った事案について、令和 3 年（2021 年）12 月 17 日付で、次のとおり懲戒処分を行った。

#### 記

#### 1 処分対象者及び処分の種類・程度

〈当事者〉

豊中市立中学校講師（男性・66 歳）・停職 1 月

〈管理監督者〉

豊中市立中学校校長（男性・58 歳）・訓告

#### 2 処分事由等

事案当事者である講師は、令和 3 年 10 月 8 日（金）、掃除の時間にふざけた生徒を注意したところ、生徒は逃げ出し、その生徒が教室に戻ってきた直後、両耳を引っ張り、そのままの状態ですりこぼしをした。再度逃げようとした生徒の腰のあたりを蹴り、更に腕を生徒の首にまわして取り押さえるという暴行を行ったことが下記に該当するため。

##### ・地方公務員法第 29 条（懲戒）

###### 第 1 項

「職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。」

- ・第 1 号「この法律若しくは第 57 条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合」
- ・第 3 号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」

#### 3 違反法令

##### ・学校教育法第 11 条

「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」

##### ・地方公務員法第 33 条（信用失墜行為の禁止）

「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」

## 処分事案②

### 教職員の処分について

豊中市教育委員会は、豊中市立小学校教員による携帯電話の不正契約事案について、令和3年（2021年）12月17日付で、次のとおり懲戒処分を行った。

#### 記

#### 1 処分対象者及び処分の種類・程度

豊中市立小学校教諭（男性・26歳）・減給3月（10分の1）

#### 2 処分事由等

事案当事者である教諭は、令和3年4月28日（水）、転売目的であることを隠蔽して携帯電話会社とスマートフォン契約を行い、そのスマートフォンを他者に譲渡し金銭的利益を得ようとしたことが下記に該当するため。

##### ・地方公務員法第29条（懲戒）

##### 第1項

「職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。」

- ・第1号「この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合」
- ・第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」

#### 3 違反法令

##### ・職員の懲戒に関する条例別表（第2条関係）第57項

「人を欺き、又は恐喝をして財物を交付させること。」

##### ・地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）

「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」